

令和6年能登半島地震により被災した方への 国民健康保険料の減免制度のご案内

制度内容

●対象期間及び減免額

令和6年1月相当分から令和7年3月相当分までの保険料を全額減免

●対象者

令和6年能登半島地震により、次の①又は②のいずれかに該当する国保加入者
【 】内は減免申請に必要な添付書類（原本ではなくコピー）

①住家（被災時の被災世帯の住所と同じ所在地の住宅）が、
全壊（全焼）、大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）、準半壊、床上浸水の
いずれかの状態（※1）になった。【り災証明書】

②能登地方（※2）からの転入者で、被災時の世帯の主たる生計維持者（※3）が、
死亡【死因が震災であることが分かる死亡診断書（死体検案書）】、重篤な傷病【震災により
1か月以上の治療を有することが分かる診断書】、行方不明【警察への届出の控え等】、廃業
【税務署への廃業届】、休業【税務署への異動届】、失職【雇用保険受給資格者証（※4）】
のいずれかの状態になった。

（※1）被災地の県から被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯に認定された世帯の住
家は、全壊とみなします。【長期避難世帯証明書】

（※2）能登地方とは、輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市、羽咋市、志賀町、宝達
志水町、中能登町の方となります。

（※3）世帯の主たる生計維持者とは、「世帯主」又は「世帯の生計を主に維持している世帯
構成員」となります。

（※4）雇用保険受給資格がない場合は、退職証明書等の退職日の分かる書類を添付してく
ださい。

申請方法

・申請時の世帯主が、次の㊦～㊨（㊦、㊨はコピー）をまとめて郵送してください。

㊦国民健康保険料減免申請書 ㊧上記の必要な添付書類 ㊨本人確認書類

※被災事情により㊧、㊨をすぐに提出できない場合は、それらの書類に代えて、その旨の
「申立書」を添えることで申請することができます。（未提出書類は後日郵送してください。）

郵送先

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所保険年金課 資格係

受付期間

令和7年5月30日（金）（必着）まで

問い合わせ 金沢市保険年金課 電話220-2256、FAX232-5644
金沢市公式ホームページ「いいね金沢」

